

新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金交付要綱

令和8年5月21日こ第293号

(趣旨)

第1条 知事は、こどもを生き育てやすい環境の整備のため、市町村が行う放課後児童健全育成事業並びに放課後児童健全育成事業に類する放課後(学校の始業前及び休業日を含む。以下同じ。)の適切な遊び、学び及び生活の場を児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)に提供する事業(以下「放課後児童クラブ等」という。)のサービス拡充に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この交付金は、新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金実施要綱(令和8年5月21日付けこ第294号。以下「実施要綱」という。)に定める事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める区分及び第2欄に定める事業に応じて、第3欄に定める基準額と次に定める金額の合計額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 実施要綱第3条(1)アの事業を行う場合は、利用者負担の実軽減額とする。
- (2) 実施要綱第3条(1)イ、ウ又は(2)の事業を行う場合は、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の条件)

第4条 この交付金の交付の決定には次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第19条の規定により、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後におい

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならないこと。
- (8) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（1）から（7）までに掲げる条件を付さなければならないこと。

この場合において、（1）、（2）、（3）、（4）及び（6）中、「知事」とあるのは「市町村長」と、（4）及び（6）中「県」とあるのは「市町村」と、（3）及び（6）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第5条 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を別に定める日までに提出するものとする。

（変更承認）

第6条 交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 第4条（1）に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）対象事業ごとの支出予定額が2割を超える変更
- （2）対象事業の新規開始、中止又は廃止を伴う変更

（交付金の概算払）

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

（実績報告）

第9条 この交付金の事業実績の報告は、交付申請の次年度4月10日（第4条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から20日を経過した日）までに別紙様式2による実績報告書を提出するものとする。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 新潟県放課後児童クラブ等支援交付金交付要綱（令和7年3月31日付けこ第1497号）は、廃止する。

別表

1 区 分	2 事 業	3 基 準 額
通常分	放課後児童クラブ等の支援を受ける保護者の利用料負担を軽減する事業	市町村が実施する放課後児童健全育成事業における 小学1年生の登録児童数（各年度5月1日時点） ×27,600円
	既存の放課後児童クラブ等の支援を拡充する事業	ただし、算出された金額が100万円に満たない場合は、 100万円とし、放課後児童健全育成事業を実施してい ない場合は、50万円とする。
	新たに放課後の適切な遊び及び生活の場を児童に提供する事業	
先進的取組推進分	放課後児童クラブと放課後子供教室の同一事業者による一体運営事業	1 市町村あたり 4,000,000円 ただし、運営開始前の開設準備事業に対する支援の 場合は、1 市町村あたり 2,000,000円とする。
	体育館等の学校施設を活用した放課後の居場所づくり事業	1 市町村あたり 1,000,000円
	放課後児童クラブや学校施設等を活用した朝の預かり事業	1 市町村あたり 500,000円